

原労務管理事務所便り



連絡先：〒133-0055 東京都江戸川区西篠崎 2-7-3 2
TEL 03-3679-6713 FAX 03-3679-6719
E-mail: harasr@agate.plala.or.jp
URL: <http://www.harasr.com/>

施行直前！「改正パートタイム労働法」への準備は万全ですか？

◆いよいよ 4 月から施行

今年 4 月から、改正パートタイム労働法が施行されます。短時間労働者（パートタイム労働者）を雇用されている事業主の方、準備は万全でしょうか。

パートタイム労働法の対象であるパートタイム労働者とは、「1 週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の 1 週間の所定労働時間に比べて短い労働者」とされています。

そして、「パートタイマー」「アルバイト」「嘱託」「契約社員」「臨時社員」「準社員」等、呼び方は異なっても上記の条件に当てはまる労働者であれば、「パートタイム労働者」となります。

◆適用される法律

パートタイム労働者は、「労働条件の明示」「就業規則の作成」「解雇予告」「母性保護等」「退職時等の証明」「健康診断」「割増賃金の支払い」「最低賃金」「年次有給休暇」等について、パートタイム労働法だけではなく、通常の労働者と同様

に、労働基準法・労働契約法・労働安全衛生法・最低賃金法が適用されます。

◆改正パートタイム労働法の概要

改正の概要は以下の通りとなっています。チェックリストなどを作成し、漏れのない対応ができるよう注意しましょう。

(1) 正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲の拡大
「職務内容が正社員と同一」、「人材活用の仕組み（人事異動等の有無や範囲）が正社員と同一」に該当すれば、有期労働契約を締結しているパートタイム労働者も正社員と差別的取扱いが禁止されます。

(2) 「短時間労働者の待遇の原則」の新設

パートタイム労働者の待遇と正社員の待遇を相違させる場合は、その待遇の相違は、職務の内容、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならないとする、広くすべての短時間労働者を対象とした待遇の原則の規定が創設されます。

(3) パートタイム労働者を雇い入れたときの事業主に

よる説明義務の新設

パートタイム労働者を雇い入れたときは、実施する雇用管理の改善措置の内容について、説明しなければならないこととなります。

(4) パートタイム労働者からの相談に対応するための事業主による体制整備の義務の新設

パートタイム労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備しなければならないこととなります。

ついに預金口座にも！「マイナンバー法改正案」の概要

◆今国会で成立の見込み

政府は、国民一人ひとりに番号を割り振るマイナンバー制度の適用範囲を広げる「マイナンバー法改正案」を閣議決定し、国会に提出しました。

この法案は、希望者を対象に 2018 年から預金口座に番号を付与し、個人の資産を把握することで、事務の効率化や税金・社会保険料の徴収等に役立てるねらいがあります。

また、乳幼児の予防接種記

録やメタボ検診の情報の管理など、医療情報への活用も一部で認められます。

本案は、今国会で成立する見通しです。

◆銀行口座への登録は任意

マイナンバーで預金資産を管理することで、事務の効率化や税の徴収の他、脱税や生活保護の不正受給といった疑いのある人の口座情報を得やすくなり、公正な納税につながるといった効果が期待されています。

2018 年時点では、銀行口座のマイナンバー登録に強制力はなく任意とされており、新規に口座を開設する際に申請用紙にマイナンバーを記入する欄が設けられたり、既存の口座には来店時に登録を促したりといった対応がなされます。

◆医療分野では予防接種とメタボ検診の情報管理のみ

一方、医療情報への活用については、自治体が扱う予防接種の記録や健康保険組合が扱うメタボ検診の情報に限り、マイナンバーの利用が認められるようになるということです。

メタボ検診については転職をしても情報を健康保険組合が引き継いだりすることで、過去のデータを踏まえた保健指導を行うことが可

能となります。

◆今後の検討課題

マイナンバーで資産情報を管理されることに強い抵抗を持つ人は多くいます。政府は進捗状況をみて 2021 年をめどに義務化するかどうかを判断する方針です。

医療分野では、個人情報漏洩の懸念から、カルテの管理にマイナンバーを適用することについて今回は見送られています。2018 年度以降はカルテに加えて診療報酬明細書（レセプト）などの管理にマイナンバーを活用し、医療費の削減につながることを検討されています。

「外国人技能実習制度」適正化に関する法案のポイント

◆技能実習生の人権侵害防止のため監督機関を新設

政府は、外国人を日本国内に受け入れて働きながら技術を学んでもらう「外国人技能実習制度」を拡充する「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」（新法）を閣議決定し、国会に提出しました。

技能実習生の受入れ期間が現行の最長 3 年から 5 年に延長となり、また、外国人

を低賃金や長時間労働で酷使するなどの不正を防ぐため、受け入れ団体や企業を監視する監督機関「外国人技能実習機構」を新設することになりました。

◆不正行為があった際には罰則も！

新設される監督機関「外国人技能実習機構」は、立入り調査や不正行為のチェックを行う機関とされています。

実習生に対する外部との連絡禁止や帰国の強要、パスポートの取上げなどが問題化していることから、私生活の制限の禁止や罰則規定を設けることで実習生の保護を図ることです。

その他にも、実習生の相談に応じたり、実習先の変更の支援などを行ったりするとされています。

◆介護分野での受け入れに課題？

この法案と同時に、在留資格に「介護」を新設する入管難民法改正案も閣議決定しました。

介護職の人材不足が深刻化する中、介護分野での外国人労働者受け入れを促すため、日本の養成施設で介護福祉士の資格を取得した外国人の長期就労が可能になります。

